



# 鳥取県公報

平成 24 年 9 月 4 日 (火)  
第 8 4 2 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (608) (子ども発達支援課) . . . . . 2
	児童福祉法による指定障害児通所支援事業の廃止の届出 (609) (〃) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (610) (農地・水保全課) . . . . . 2
	土地改良区の解散 (611) (〃) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (612) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (613) (〃) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (614) (〃) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (615) (〃) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (616) (〃) . . . . . 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (617) (西部総合事務所県民局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (618) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (619) (〃) . . . . . 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (620) (〃) . . . . . 5
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (621) (会計指導課) . . . . . 5
◇ 人委告示	民間事業所退職給付額等実態調査の実施 (1) (給与課) . . . . . 6
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) . . . . . 7
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 8
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) . . . . . 9
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (2件) (病院局総務課) . . . . . 10

# 告 示

## 鳥取県告示第608号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
株式会社ライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	L i t t l a	鳥取市湖山町東四丁目61	平成24年8月24日	放課後等デイサービス

## 鳥取県告示第609号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日	支援の種類
鳥取県	鳥取市江津260	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津260	平成24年9月30日	放課後等デイサービス

## 鳥取県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を平成24年8月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、勝谷土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第612号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	訪問看護ステーションにしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成24年9月1日	訪問看護

**鳥取県告示第613号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
有限会社ケア・サービス博愛	ケア・サービス博愛ケアプランセンター千代水	鳥取市千代水四丁目45	平成24年9月1日

**鳥取県告示第614号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	訪問看護ステーションにしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成24年9月1日	介護予防訪問看護

**鳥取県告示第615号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 こうほうえん	いなば幸朋苑訪問 看護ステーション	鳥取市浜坂228-1	平成24年 8 月 27日	平成24年 8 月 31日	訪問看護

**鳥取県告示第616号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 こうほうえん	いなば幸朋苑訪問 看護ステーション	鳥取市浜坂228-1	平成24年 8 月 27日	平成24年 8 月 31日	介護予防訪問看護

**鳥取県告示第617号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年10月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年 9 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日  
平成24年 8 月 29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人むすび
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
田中 美佐代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市角盤町二丁目30
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域が抱える問題である晩婚、非婚化を改善するべく、結婚に対して意欲的になる為のセミナーや結婚したくてもなかなか出来ない男女の外的、内的な問題の解決や能力アップする為の自己啓発サポートに関する事業と婚活パーティーの企画、運営する事業を行い、鳥取県の結婚率を上げ、少子化対策に寄与することで、未来あるまちづくりの推進を図る活動を目的とする。

**鳥取県告示第618号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ケアサポート	ケアサポート福祉用具貸与事業所	米子市蚊屋289-18	平成24年 9 月 1 日	福祉用具貸与
〃	ケアサポート福祉用具販売事業所	〃	〃	特定福祉用具販売

**鳥取県告示第619号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ケアサポート	ケアサポート福祉用具貸与事業所	米子市蚊屋289-18	平成24年 9 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
〃	ケアサポート福祉用具販売事業所	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売

**鳥取県告示第620号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 9 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問介護事業所よなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目 3-3	同行援護	平成24年 9 月 1 日

**鳥取県告示第621号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成24年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
572	米子信用金庫本店 営業部東出張所	名称	米子信用金庫本店 営業部東出張所	米子信用金庫東支 店	平成24年9月3日
577	米子信用金庫南支 店	〃	米子信用金庫南支 店	米子信用金庫東支 店南出張所	〃

## 人 事 委 員 会 告 示

### 鳥取県人事委員会告示第1号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 調査の名称  
民間事業所退職給付額等実態調査
- 2 調査の目的  
鳥取県知事からの依頼に基づき、鳥取県職員と鳥取県内民間事業所従業員との退職給付額の水準を比較検討する資料を作成すること
- 3 調査対象の範囲  
鳥取県内の事業所で、企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上のもの
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 企業全体及び調査事業所の常勤の従業員数、主な事業内容等
    - イ 退職給付個人別支給額関係
      - (ア) 調査対象者の有無、調査人数等
      - (イ) 鳥取県内で退職した勤続20年以上の常勤の事務・技術関係職種の従業員について、退職給付に係る次の事項
        - 退職事由、性別、退職時の満年齢、勤続年数、退職一時金額、年金の種類、脱退一時金額、選択一時金額、年金支給開始年齢、支給期間、保証期間、年金年額、確定拠出年金に係る資産額並びに退職給付制度に基づかない退職に伴う補助及び給付
      - ウ 退職給付（退職一時金・企業年金）制度の状況
      - エ 退職した勤続20年以上の常勤の事務・技術関係職種の従業員に適用された老齢給付金の内容及び標準掛金の事業主負担割合
  - (2) その基準となる期日又は期間
    - ア (1)アに掲げる事項 平成24年9月1日現在
    - イ (1)イ及びエに掲げる事項 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

ウ (1)ウに掲げる事項 平成24年 3 月31日現在

5 報告を求める者

本年の職種別民間給与実態調査の母集団事業所から無作為に抽出した137事業所

6 報告を求めるために用いる方法

調査票を郵送し、又は鳥取県職員が配布し、郵送等により調査票を回収する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成24年 9 月 5 日から同年10月24日まで

8 調査票情報の保存期間

10年間

9 結果の公表方法

集計結果を鳥取県議会総務教育常任委員会において公表する。

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第 1 項の規定により、平成24年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成24年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成24年11月 9 日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 4 階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成24年 9 月 7 日（金）から同年10月 5 日（金）までの間に県土整備部治山砂防課又は住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成24年10月 5 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課又は各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場

合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。
- (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。
  - 県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）
  - 東部総合事務所県土整備局（電話0857-20-3641）
  - 八頭総合事務所県土整備局（電話0858-72-3862）
  - 中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）
  - 西部総合事務所県土整備局（電話0859-31-9712）
  - 日野総合事務所県土整備局（電話0859-72-2046）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年9月4日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成24年10月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成24年10月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第34会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
- この場合、消印しないこと。



## 6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年9月4日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

## (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年10月9日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
平成24年10月21日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成24年10月21日 午後1時から午後 3時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成24年10月29日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年10月9日 午前9時から午後 1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル 銃等射撃	大口徑ライフル 銃等に適合する 実包	5人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

---

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月4日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

## 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院診療材料等物品調達管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法等

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、5の(2)に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札金額は、(1)に掲げる業務に必要な額を記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予算額

47,667千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年9月4日(火)から同年10月17日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年9月4日(火)から同年10月17日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が薬品類の衛生材料及び医療・理化学機器類の医療機器に登録された者であること。なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年9月11日(火)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号に規定する一般病床を300床以上有する病院(集中治療室を有し、かつ、平成22年度において心臓内科又は循環器科、脳神経外科、心臓血管外科及び整形外科の手術の実績がある病院に限る。)から物品調達管理業務(以下「同種業務」という。)を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員ではないこと。

## (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

ウ 各構成員が(1)のアからウまでの要件を全て満たしていること。

エ 競争入札参加資格のうち、その資格区分が薬品類の衛生材料及び医療・理化学機器類の医療機器のそれぞれの資格を有する構成員が1名以上であること。

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年9月11日(火)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 代表者が(1)のオに該当すること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後のかし担保責任

(サ) その他必要な事項

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課物流管理担当

電話 0857-26-2271 (内線2209)

電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.jp

##### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

##### (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料のうち一部は、平成24年9月4日(火)から同月12日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin>)から入手するものとする。インターネットのホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、平成24年9月4日(火)から同月12日(水)までの間に(1)の場所に電子メールにより依頼すること。ただし、これらにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

##### ア 交付期間及び時間

平成24年9月4日(火)から同月12日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

##### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成24年10月17日(水)午後1時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。)

##### イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室(本館1階)

#### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成24年9月18日(火)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に平成24年10月9日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」

という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内において入札を行ったものであること。

(2) 提案書の内容について、別記の落札者決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

(3) 入札価格については、次により換算し、入札価格に対する点数(以下「入札価格点」という。)を加点する。

$$100点 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

(4) (2)の加点の合計点及び入札価格点の合計点数(以下「合計点数」という。)が最も高い者を落札者とする。ただし、別記の落札者決定基準の1から9までの項目について、一定以上の評価に達しない項目がある者については、合計点数が最も高い場合であっても落札者とししない。

(5) 合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System for medical materials etc, 1 set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 12 September, 2012

(3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 18 September, 2012

(4) Time-limit for the submission of tenders : 1:00 PM, 17, October, 2012

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 17, October, 2012

(5) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209

別記 落札者決定基準

評価の内容(考え方)		提案に求める内容		主な評価基準	加点の 上 限
1	基本事項	(1)	業務理念	医療の質の向上及び医療安全を確保し、患者へのサービスを向上できること。	140
		(2)	業務全般の院内及び院外における体制	業務に係る人員が確保されており、業務が確実に遂行できること。	
		(3)	管理責任者の配置	管理責任者が同種業務の遂行に必要な経験及びスキルを有していること。	
		(4)	病院との協議、意見交換等	柔軟に対応可能であること。	
		(5)	業務を確実に履行するための物品の供給体制	業務が確実に履行できるよう、実績を有する代行業者を確保していること。	
		(6)	大事故発生時や災害時における鳥取県立中央病院が必要とする物品の供給体制	十分な在庫の量及び確実に迅速な供給が可能な体制であること。	
		(7)	確実な連携と経済性を有する物品管理システムの導入	鳥取県立中央病院の物流管理システムとの連携が確実なシステムを安価で提案していること。	
		(8)	業務受託実績	多くの同種業務の実績があること。特に救命救急センター機能を有する病院での同種業務の実績が多数あること。	
		(9)	業務改善提案	業務改善に向けた優良な提案になっていること。	40
2	調達業務	(1)	スケジュール及び体制	具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	140
		(2)	持ち込み品の対応の体制	単価の算出方法が合理的となっており、コスト削減効果があること。	
		(3)	定数管理対象物品の範囲	使用頻度が低い物品でも常時決まった数の在庫を置いておくことができること。	
		(4)	同等品・類似品等有用な提案方法	同等品・類似品等の提案方法が具体的で実行可能な内容となっていること。	
		(5)	術式・処置別キットの作成	使用した物品の検証が可能であること。	
		(6)	新規採用物品等の単価及び締結済物品の単価	新規採用材料の追加採用時など、随時、同等品及び市場価格等の比較データを提供すること。	
		(7)	休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取	確実に迅速な調達が可能であること。	

			県条例第 5 号) 第 1 条に規定する休日をいう。以下同じ。)、夜間及び救急時の体制		
		(8)	休日が 3 日以上継続する場合のスケジュール及び体制	病院業務に支障がないこと。	
		(9)	価格削減に対する取組	価格削減の目標額がより低廉であること。	200
				価格削減の取組が具体的であり、より価格削減効果が期待できること。	200
3	納品業務	(1)	標準的コードによる管理	納品時にバーコードが添付されていない場合は、JAN 及び EAN128(GS1) を活用したバーコードシールを添付すること。	10
4	搬送業務	(1)	業務体制及びスケジュール	具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	30
		(2)	各部署における物品の補充方法	・病院業務に支障がなく、利便性に優れた内容であること。 ・平日における緊急時の臨時対応が利便性に優れていること。	
		(3)	休日が 3 日以上継続する場合のスケジュール及び体制	病院業務に支障がないこと。	
5	在庫管理業務	(1)	業務体制及び業務手順	具体的な業務手順が明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	50
		(2)	院内倉庫の在庫品	在庫物品の範囲及び適正在庫の考え方が明示され、鳥取県立中央病院にとって利便性に優れていること。	
		(3)	各部署の定数基準等	定期的な見直しが行われ、定数管理(在庫)の考え方が、鳥取県立中央病院にとって利便性に優れていること。	
		(4)	有効期限の管理方法(定数外品)	合理的に有効期限を管理する方法が明示されていること。	
		(5)	回収品の対応について	速やかな回収、代替物品の供給など病院業務に支障がないこと。	
6	消費管理業務	(1)	業務体制及び業務手順	具体的な業務手順が明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	30
		(2)	改善提案の具体例	改善提案の内容が鳥取県立中央病院にとって有用であり、合理的な方法であること。	

		(3)	請求漏れ防止及び差異原因の追求方法	方法が具体的で実行可能な内容になっていること。	
7	棚卸業務	(1)	スケジュール及び体制	スケジュールが明示されており、適切な人員が確保され業務が確実に遂行できること。	20
		(2)	職員に対する支援	職員の負担が軽減されていること。	
8	クレーム処理業務	(1)	不具合発生時の対応	適切な人員が確保され迅速な対応が可能であること。	10
9	準備業務	(1)	業務内容	準備業務が具体的に明示されていること。	30
		(2)	スケジュール及び体制	妥当なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	
		(3)	病院所有在庫品との切り換え	病院業務に支障がなく、利便性に優れた内容であること。	
計					900

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月4日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院医薬品調達管理業務 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

### (4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

### (5) 入札書の記載方法等

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、5の(2)に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札金額は、(1)に掲げる業務に必要な額を記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 予算額

25,665千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 入札参加資格



本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成24年9月4日(火)から同年10月17日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 平成24年9月4日(火)から同年10月17日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- エ 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が薬品類の医療薬品及び衛生材料に登録された者であること。なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年9月11日(火)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。
- オ 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号に規定する一般病床を300床以上有する病院から医薬品の調達管理業務(以下「同種業務」という。)を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。
- カ 本件入札に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。
- ウ 各構成員が(1)のアからウまでの要件を全て満たしていること。
- エ 競争入札参加資格のうち、その資格区分が薬品類の医療薬品及び衛生材料のそれぞれの資格を有する構成員が1名以上であること。  
なお、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年9月11日(火)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。
- オ 代表者が(1)のオに該当すること。
- カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資比率
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後のかし担保責任
- (サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課物流管理担当

電話 0857-26-2271 (内線2209)

電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.jp

##### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

##### (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料のうち一部は、平成24年9月4日(火)から同月12日(水)までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin>) から入手するものとする。インターネットのホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、平成24年9月4日(火)から同月12日(水)までの間に(1)の場所に電子メールにより依頼すること。ただし、これらにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

##### ア 交付期間及び時間

平成24年9月4日(火)から同月12日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

##### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成24年10月17日(水)午前9時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、10月16日(火)午後5時までとする。)

##### イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室(本館1階)

#### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成24年9月18日(火)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に平成24年10月9日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」

という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内において入札を行ったものであること。

(2) 提案書の内容について、別記の落札者決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

(3) 入札価格については、次により換算し、入札価格に対する点数(以下「入札価格点」という。)を加点する。

$$100点 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

(4) (2)の加点の合計点及び入札価格点の合計点数(以下「合計点数」という。)が最も高い者を落札者とする。ただし、別記の落札者決定基準の1から9までの項目について、一定以上の評価に達しない項目がある者については、合計点数が最も高い場合であっても落札者とししない。

(5) 合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System for drugs, 1 set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 12 September, 2012

(3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 18 September, 2012

(4) Time-limit for the submission of tenders : 9:00 AM, 17, October, 2012

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 16, October, 2012

(5) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209

別記 落札者決定基準

評価の内容(考え方)		提案に求める内容		主な評価基準	加点の 上 限
1	基本事項	(1)	業務理念	医療の質の向上及び医療安全を確保し、患者へのサービスを向上できること。	140
		(2)	業務全般の院内及び院外における体制	業務に係る人員が確保されており、業務が確実に遂行できること。	
		(3)	管理責任者の配置	管理責任者が同種業務の遂行に必要な経験及びスキルを有していること。	
		(4)	病院との協議、意見交換等	柔軟に対応可能であること。	
		(5)	業務を確実に履行するための物品の供給体制	業務が確実に履行できるよう、実績を有する代行業者を確保していること。	
		(6)	大事故発生時や災害時における鳥取県立中央病院が必要とする医薬品の供給体制	十分な在庫の量及び確実に迅速な供給が可能な体制であること。	
		(7)	確実な連携と経済性を有する物品管理システムの導入	鳥取県立中央病院の物流管理システムとの連携が確実なシステムを安価で提案していること。	
		(8)	業務受託実績	多くの同種業務の実績があること。	
		(9)	業務改善提案	業務改善に向けた優良な提案になっていること。	40
2	調達業務	(1)	スケジュール及び体制	具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	140
		(2)	定数管理対象医薬品の範囲	使用頻度が低い医薬品でも常時決まった数の在庫を置いておくことができること。	
		(3)	同等品・類似品等有用な提案方法	同等品・類似品等の提案方法が具体的に実行可能な内容となっていること。	
		(4)	休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）、夜間及び救急時の体制	確実に迅速な調達が可能であること。	
		(5)	休日が3日以上継続する場合のスケジュール及び体制	病院業務に支障がないこと。	
		(6)	値引率と価格削減の取組	値引率がより低廉となっていること。	200

				価格削減の取組が具体的であり、より価格削減効果が期待できること。	200
3	納品業務	(1)	標準的コードによる管理	納品時にバーコードが添付されていない場合は、JAN及びEAN128(GS1)を活用したバーコードシールを添付すること。	10
4	搬送業務	(1)	業務体制及びスケジュール	具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	10
5	在庫管理業務	(1)	在庫管理体制及び業務手順	具体的な業務手順が明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	70
		(2)	在庫範囲及び適正在庫	在庫物品の範囲及び適正在庫の考え方が明示され、鳥取県立中央病院にとって利便性に優れていること。	
		(3)	有効期限の管理方法	合理的に有効期限を管理する方法が明示されていること。	
		(4)	定数基準等	各部署の品目毎の定数の算出方法が明示され、定期的な見直しが行われ鳥取県立中央病院にとって利便性に優れていること。	
6	消費管理業務	(1)	業務体制及び業務手順	具体的な業務手順が明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	30
		(2)	改善提案の具体例	改善提案の内容が鳥取県立中央病院にとって有用であり、合理的な方法であること。	
		(3)	請求漏れ防止及び差異原因の追求方法	方法が具体的で実行可能な内容になっていること。	
7	棚卸業務	(1)	スケジュール及び体制	スケジュールが明示されており、適切な人員が確保され業務が確実に遂行できること。	20
		(2)	職員に対する支援	職員の負担が軽減されていること。	
8	クレーム処理業務	(1)	不具合発生時の対応	適切な人員が確保され迅速な対応が可能であること。	10
9	準備業務	(1)	業務内容	準備業務が具体的に明示されていること。	30
		(2)	スケジュール及び体制	妥当なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	
		(3)	病院所有在庫品との切り換え	病院業務に支障がなく、利便性に優れた内容であること。	
計					900